

届出内容事前チェックシート（発志院町地区）

【沿道サービス地区】

No.	項目	チェック内容	届出者	市
1	建築物等の用途の制限	建築できる建築物 ☐ 店舗その他これらに類する用途に供するもののうち、建築基準法施行令第130条の5の2第1号から第4号に該当するもの ☐ 上記の用途部分の床面積（ m²） ≤ 200m² （住宅の用途を兼ねるもの、喫茶店、食堂ではない） ☐ 飲食店 ☐ 上記の用途部分の床面積（ m²） ≤ 1,000m² （住宅の用途を兼ねるものではない） ☐ ガソリンスタンド、水素ステーション及び電気又は天然ガスを燃料として用いる自動車の燃料供給施設 ☐ 路線バスの停留所の上家 ☐ 前各号の建築物に附属するもの	適・否	☐
2	建築物の高さ制限	最高高さ^{(※1)(※2)}（ ）m （※1）階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合において、その部分の高さは5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 （※2）15mを超える場合は、都市計画審議会の了承が必要	適・否	☐
3	容積率の最高限度	容積率算定の根拠となる対象延べ面積：（ ）m²…① 敷地面積：（ ）m²…② 容積率：①／②×100 ＝ （ ）% ≤ 200%	適・否	☐
4	建ぺい率の最高限度	建築面積：（ ）m²…③ 容積率：③／②×100 ＝ （ ）% ≤ 60%	適・否	☐

届出内容事前チェックシート（発志院町地区）

【沿道サービス地区】

No.	項目	チェック内容	届出者	市
5	建築物・ 工作物の 形態・意匠 の制限	☐ 良好な周辺景観との調和に配慮した全体としてバランスの取れた形態及び意匠とすること。 ☐ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 ☐ 点滅する光源の設置は、原則として避けること。 ☐ 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩については、原則として奈良県景観計画における色彩基準（適用区分：自然系地域）に適合するものであること。 ☐ 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 ☐ 設置することができる屋外広告物は美観風致を害さないものとし、ネオン管及び電光掲示板は使用しないこと。	適・否	☐
6	垣又は柵の 構造の制限	☐ 敷地の周囲(出入口や国道24号に接する部分は除く。)に生け垣と、透視可能なネット、鉄柵又はフェンスを併設することを基本とすること。	適・否	☐
7	土地の利用 に関する事 項	☐ 樹木等による緑化については、近接する住宅地に配慮した配置や郷土種を用いる等、周辺景観との調和を図ること。 ☐ 資材置場については、周辺環境に配慮し、良好な環境に努めること。	適・否	☐